

P	(素案)	意見等	(案)
	表紙		
		表紙にはルビを振った方が良い。	表紙全てにルビを振る。
	第1章 計画の背景		
4	1. 計画策定の趣旨 ～多文化共生社会の形成は喫緊の課題といえます。世田谷区が目指す地域社会の実現に向け～	政府の外国人活用に触れているが、国や東京都の状況が背景にあって、世田谷区としてこうしたことに取り組むという説明が必要ではないか。	1. 計画策定の趣旨 ～多文化共生社会の形成は喫緊の課題といえます。国や東京都の動きを踏まえつつ、世田谷区がめざす地域社会の実現に向け～
		追記	「多文化共生」とは、全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います(条例第2条2項)。従って、本計画における「外国人等」は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含みます。国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています。 なお、第2章及び第3章における事業名称等の「外国人」は、「外国人等」と同様の意味で用いられているものとします。
7	これまでの取組み(国) その後、平成24(2012)年には住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳制度の適用対象となることで、外国の住民としての位置づけが明確となり、日本人と同様に基礎的行政サービスが提供されるようになりました。	文言修正	その後、平成24(2012)年には住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳制度の適用対象となることで、外国人の住民としての位置づけが明確となり、日本人と同様に基礎的行政サービスが提供されるようになりました。
	これまでの取組み(国)	平成30年12月25日の閣議決定に伴い説明文追記。	平成30(2018)年12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指す方向性が示されました。

P	(素案)	意見等	(案)
14	これまでの取組み(区)	現在、検討を進めている「これからの国際化推進体制のあり方」についても触れるべき。	また、区を取り巻く国際社会の状況等を踏まえ、より効率的・効果的に新規事業も含めた取組みを進めるために、 <u>区の国際政策の体系及び推進体制の視点を整理するとともに、新たな国際化推進体制のあり方についても検討を進めてきました。</u>
15	外国人の定義について 本計画における「外国人」は、条例第8条第6項に掲げる「外国人等」同様、外国人、日本国籍を有する外国出身者等を含みます。	P4追記文にてまとめる。	削除
18	(2)基本方針 基本方針1 地域社会における活躍の推進【条例第8条(8)及び(9)】 外国人等は、地域社会の一員として様々な活動に参加し、地域社会に貢献しうる存在です。外国人等が地域課題を捉え、発信したり、日本人と共に参画する機会をつくります。	貢献しうる存在という表現だと、やや上から目線になる。また、基本方針2,3に比べると文が2段構成になっているため、合わせた方が良い。	(2)基本方針 基本方針1 地域社会における活躍の推進【条例第8条(8)及び(9)】 外国人等が、地域社会の一員として様々な活動に参加し貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくります
	(2)基本方針 基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現【条例第8条(6)及び(7)】 言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語(やさしい日本語を含む)での情報提供や日本語学習の支援、及び生活全般にわたっての支援を行います。	情報提供、日本語学習の支援と、生活全般が同列に扱われているため、記載方法を変更した方が良い。	(2)基本方針 基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現【条例第8条(6)及び(7)】 言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語(やさしい日本語を含む)での情報提供や日本語学習の支援をはじめとした、生活全般にわたっての支援を行います。
	(2)基本方針 基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消【条例第8条(8)及び(10)】 誰もが多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消を目指します。	次の文言を挿入。「誰もが参加しやすい、多様な～」。	(2)基本方針 基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消【条例第8条(8)及び(10)】 誰もが参加しやすい、多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消をめざします。
	(3)数値目標	掲載箇所変更	P21 4.重点施策(2)数値目標に掲載箇所変更

P	(素案)	意見等	(案)
19	<p>基本方針3 多文化共生を目指した学校教育の充実</p> <p>推進体制 【世田谷区】 国際化推進委員会 国際課推進協議会(一部、外部委員含む) 【条例に基づく区長の附属機関】 男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画推進部会 多文化共生推進部会 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会 【区民・関係団体・関係機関】 区民 事業者 大学 国際交流団体 大使館等</p>	<p>「多文化共生」につながる事業と捉えることは支障がないと考えるが、第2次世田谷区教育ビジョン第2期行動計画では、質の高い教育の推進または、英語教育の充実、国際理解教育の推進等としている。</p> <p>・現在、検討を進めている新たな国際化推進組織についても記載すべき。 ・部会は審議会の下部組織であるが、同列のように見える。 ・国際交流団体は広く解釈するために「市民活動団体」に変更した方が良い。</p>	<p>基本方針3 学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進 (P30も同様に修正)</p> <p>推進体制 【国際化推進組織】 _世田谷区 _国際化推進委員会 _国際化推進協議会(一部外部委員含む) _新たな国際化推進組織(公益財団法人せたがや文化財団) 【条例に基づく区長の附属機関】 男女共同参画・多文化共生推進審議会 _男女共同参画推進部会 _多文化共生推進部会 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会 【区民・関係団体・関係機関】 区民 事業者 大学 市民活動団体 大使館等 (P36も同様に修正)</p>
20		<p>法務省による外国人住民調査の結果を追記</p>	<p>“多文化共生のまち せたがや”の実現に向けて平成29(2017)年6月実施の法務省による外国人住民調査(世田谷区内抜粋)では、(外国人であることを理由に)入居を断られた経験がある人は50%、就職を断られた経験がある人は22%との調査結果が出ています。さらに、27%もの人が過去5年間に差別的なことを言われた経験があるなど、外国人に対する偏見・差別はまだまだ解消されていないことが伺えます(P45～49)。 上記に掲げる「地域活動への参加促進」「生活基盤の充実」「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を重点施策として取組みを進め、本プランの基本理念である「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」の実現を目指します。</p>

P	(素案)	意見等	(案)
21		(2)数値目標を追記し、重点施策 ~ を調査項目に追記	重点 地域活動への参加が促進されていると思う区民の割合 80% 80%以上 重点 生活基盤が充実していると思う区民の割合 80% 80%以上 重点 多様な文化を受け入れる意識が醸成されていると思う区民の割合 80% 80%以上
	多文化共生施策が充実していると思う区民の割合直近の状況(2017年度)33.2%	P19から掲載箇所変更 平成30年度の区民意識調査の結果に修正	多文化共生施策が充実していると思う区民の割合直近の状況(2018年度)31.5%
1. 基本方針1：地域社会における活躍の推進			
多文化共生の地域交流促進			
24	せたがや国際メッセの実施 区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施し、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	次の文言を挿入。「~実施するとともに、多言語によるチラシ・パンフレットで集客を図り、誰もが~」。せめてイベント名だけでも多言語とする。本文はルビふりと英語。	せたがや国際メッセの実施 区内大使館や大学、国際交流団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、 <u>チラシ・パンフレットにルビを振るなど</u> 、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。
	多文化体験コーナー「Touch the World」の開設	平成30年10月開設	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営
地域活動への参加促進【重点】			
25	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 外国人にも分かりやすい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組みます。	町会・自治会の運営者側の理解も必要ではないか。	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進 外国人にも分かりやすい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むと <u>ともに、多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めていきます。</u>
	外国人ボランティアの活用拡大 外国人との意見交換会など、様々な機会を捉え、通訳等のボランティアとして活躍できる場を広げます。	文章が分かりにくいので、簡潔に記載すべき。	外国人ボランティアの活用拡大 外国人が、 <u>通訳等のボランティアとして活躍できる場を広げます。</u>
外国人の区政参画推進			

P	(素案)	意見等	(案)
	各会議体等における外国人の参画促進 関係各課に各会議体等への外国人の参画を促します。 【関係各課】	・所管課を「関係各課」から「国際課」に修正。 関係各課が実施するよう促進を図るのは国際課であるため。 ・参画という表記だと、外国人向けの取組みに見える。庁内向けの取組みであれば、そのような表現に記載を変えるべき。	各会議体等における外国人の参画促進 区民の意見を反映するための会議において、外国人が登用されているか関係各課に調査を行い、外国人を登用するよう促します。 【関係各課 国際課】
25	区民意識調査(外国人含む)の実施 年に1度実施する区民意識調査において、外国人の声を区政に反映します。	具体的な手法を追記すべき。	区民意識調査の実施 区民意識調査において、外国人を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人の声を区政に反映します。
	外国人との意見交換会の実施 外国人の意見を聞くために、外国人を交えた意見交換会を実施します。	行政との意見交換なのか、日本人との意見交換なのか、目的が分からない。	外国人との意見交換会の実施 外国人の意見を区政に反映させるため、区内在住の外国人同士あるいは、区内在住の外国人と日本人による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。
2. 基本方針2：誰もが安心して暮らせるまちの実現			
外国人への日本語支援			
	外国人向け日本語クラスの拡充	正式名称に修正	外国人向け日本語教室の拡充
26	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣 【教育指導課】	所管課追記	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣 【学務課、教育指導課】
	外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣 【教育指導課】	所管課追記	外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣 【学務課、教育指導課】
行政情報の多言語化等の推進			
27	外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。	説明文追記	外国人が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビ等の普及に努めます。

P	(素案)	意見等	(案)
27	/	事業が多く見づらいため、カテゴリ毎に分類できないか。	情報発信における意識の醸成 と サイン等の多言語化 に分類。
情報発信における意識の醸成			
27	<p>「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進します。</p>	区民に向けた活用についても記載すべき。	<p>「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進 日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報を正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。</p>
27	/	追記	<p>情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及 ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を活用し、多言語化や図記号・絵記号（ピクトグラム）の活用について普及を図り、広く区民に向けても活用を促します。 【都市デザイン課】</p>
サイン等の多言語化			
27	各種行政冊子、チラシ等の多言語化	説明文追記	各種行政冊子、チラシ等の多言語化 各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化を進めます。
	公共施設館名表示の多言語化		公共施設館名表示の多言語化 公共施設館名表示の多言語化を進めます。
	区広報板の多言語化		区広報板の多言語化 区広報板の多言語化を進めます。
	街区表示板、街区案内図の多言語化		街区表示板、街区案内図の多言語化 街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。

P	(素案)	意見等	(案)
27	施設名表示(総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場)の多言語化	説明文追記	施設名表示(総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場)の多言語化 総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール、総合運動場駐車場の施設名表示について多言語化を進めます。
	館内での多言語アナウンス(総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール)の実施		館内での多言語アナウンス(総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プール)の実施 総合運動場・総合運動場温水プール・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。
	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化		喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化 喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面表示シートの多言語化を進めます。
	公園施設利用案内の多言語化		公園施設利用案内の多言語化 公園施設利用案内の多言語化を進めます。
	区道案内標識、区道通称名板の多言語化		区道案内標識、区道通称名板の多言語化 区道案内標識、区道通称名板の多言語化を推進します。
			サイン等を多言語化するにあたり、どのような基準で多言語化するのか明記すべき。 説明文追記。
生活基盤の充実【重点】			
28	外国人相談窓口の運営 日常生活や区政に関する相談・情報提供など、英語、中国語での相談窓口を運営します。	説明文修正	外国人相談窓口の運営 外国人の日常生活や区政に関する相談を、英語、中国語で受け付ける相談窓口を運営します。

P	(素案)	意見等	(案)
28		追記	<p>「ライフ・イン・セタガヤ(外国語版生活便利帳)」の配付 外国人が区内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て等、生活に必要な情報を英語・中国語・ハングルで分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」を配付します。 【国際課】</p>
	<p>国際化推進事業協力員制度 外国語の能力や、国際的知識等をもつ職員が協力員となり、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。</p>	<p>次の文言を挿入。「～職員を協力員として登録し～」</p>	<p>国際化推進事業協力員制度 外国語の能力や、国際的知識等をもつ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。</p>
	<p>留学生の活動支援事業の実施 国際交流団体と協働し、日本で学び日本で就職したい留学生に対し、日本での働き方や生活習慣、マナーなどを学ぶ機会を提供します。 【国際課】</p>	<p>就労継続支援が分かるような書き方に変更した方が良い。</p>	<p>留学生の就労支援事業の実施 国際交流団体と協働し、日本で学び日本で就職したい留学生に対し、日本での働き方や生活習慣、マナーなどを学ぶ機会を提供するとともに、就職後のサポートにも取り組みます。 【国際課】</p>
		追記	<p>(仮称)多文化情報コーナーの整備・運営 防災や医療など、様々な情報を発信するとともに、利用者同士が情報交換したり、外国につながる子どもたちが母語や母国の文化に触れることができる、(仮称)多文化情報コーナーを整備・運営します。 【国際課】</p>
		追記	<p>労働に関する情報提供 三茶おしごとカフェでは、外国人が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談情報センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。 【工業・ものづくり・雇用促進課】</p>
		追記	<p>医療に関する様々な情報提供 外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。</p>

P	(素案)	意見等	(案)
	/	追記	<p>外国人介護人材の受入支援 <u>区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人が働きやすい環境づくりについて検討します。</u> 【高齢福祉課】</p>
	/	追記	<p>不動産団体等への情報提供 <u>区内の不動産団体等を通して、外国人を支援する団体やサービスの情報提供を行うなど、外国人が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。</u> 【国際課、住宅課】</p>
	/	追記	<p>居住支援協議会における入居支援策の検討 <u>居住支援協議会において、外国人の入居受け入れにあたって不動産オーナー側の不安解消に資する入居支援策について検討します。</u> 【国際課、住宅課】</p>
28	<p>高齢者・障害者・ひとり親世帯の外国人へのお部屋探しサポート 不動産団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報の提供や様々なアドバイスを行います。 【住宅課】</p>	<p>不動産団体等への情報提供及び居住支援協議会における入居支援策の検討を追記したため。</p>	削除
	<p>高齢者・障害者・ひとり親世帯の外国人への保証会社紹介制度(滞納家賃一時立替制度) 民間賃貸住宅の新規・更新契約時に保証人がいない方を対象に保証会社を紹介します。 【住宅課】</p>	<p>不動産団体等への情報提供及び居住支援協議会における入居支援策の検討を追記したため。</p>	削除
災害等に対する備えの充実			

P	(素案)	意見等	(案)
29	外国人向け防災教室の実施 外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。	次の文言を挿入。「～学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の～」	外国人向け防災教室の実施 外国人が災害に対する基礎知識を学習できるように、 <u>資料を多言語で作成するとともに</u> 、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。
	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定 外国人に適切な支援が行われるように、外国人災害情報センターや、各支所に外国人災害時情報窓口を設置し、必要な支援を行います。 【災害対策課】	・次の文言を挿入。「～職員を協力員として登録し～」 ・所管課を「災害対策課、国際課」に修正。 やさしい日本語による情報提供などは、災害対策課が対応することは現実的に困難であるため。	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定 外国人に適切な支援が行われるように、 <u>各支所に国際化推進事業協力員を配置し</u> 、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。 【災害対策課、国際課】
ICTを活用した環境整備			
30	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営します。 【広報広聴課】	現在の区ホームページの翻訳精度は、まだ到底満足できるレベルではないはず。「自動翻訳の精度の向上」にも取り組むべきではないか。	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営 区のホームページを多言語に自動で翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取組みます。 【広報広聴課】
	外国人向けホームページの充実 区のホームページのリニューアルに伴い、関係各課で作成した多言語冊子、チラシ等を集約する外国人向けページの充実を図ります。 【広報広聴課】	外国人向け「ホームページ」という表記だと、専用のホームページを作成せるように見える。実態に合わせるべき。 次の文言を挿入。「～を集約し、一覧表を作成・掲載するとともに、外国人向けページの～」。 所管課追記。	外国人向けページの充実 区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人向けページの充実を図ります。 【関係各課、広報広聴課】
3. 基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】			
31		事業が多く見づらいため、カテゴリ毎に分類できないか。	イベント、ボランティア、研修・講座等に分類。
イベント			

P	(素案)	意見等	(案)
31		追記	キネコ国際映画祭の実施 「キネコ国際映画祭」とは、「キネマ(映画)」と「黒猫」をかけた“キネコ”をイメージキャラクターとし、民間と共催で行う国際的な映画祭であり、子ども達が「映画」を通じて世界の芸術や文化に触れ、「個性」「感性」「国際性」「道徳」等を学ぶことにより、「夢」や「希望」を育んでいく心を醸成します。 【玉川総合支所街づくり課】
	せたがやの魅力再発見ツアーの実施 日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施します。	末尾に次の文言を挿入。「実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力として情報発信を推進します。」	せたがやの魅力再発見ツアーの実施 日本人と外国人が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力として情報発信を推進します。
	多文化体験コーナー「Touch the World」の開設	平成30年10月開設	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営
ボランティア			
31		追記	オリンピック・パラリンピック開催を契機とした世田谷区ボランティア事業の実施 大会を盛り上げ、国内外から区を訪れる方々へのおもてなしを充実させるとともに、大会後は経験を活かし、地域のボランティアとして活躍できるよう区の独自ボランティア事業を実施します。 【市民活動・生涯現役推進課、国際課、調整担当課】
		追記	世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進 ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。 【国際課】
研修・講座等			

P	(素案)	意見等	(案)
32	追記		<p>区民向け多文化共生講座の実施 様々な区民向け講座の機会を捉え、多文化共生意識の醸成に努めます。</p>
	<p>せたがや多文化ボランティア講座の実施 外国人と関わる活動を考えている方を対象に、外国人の生活について学ぶことができる講座を実施します。</p>	<p>「外国人の生活について」を「外国人の生活上の課題と支援方法について」に修正。</p>	<p>せたがや多文化ボランティア講座の実施 外国人と関わる活動を考えている方を対象に、外国人との相互理解のために多文化共生について学ぶことができる講座を実施します。</p>
	追記		<p>キャッシュレス推進に向けたセミナーの開催 外国人観光客の間でニーズの高いクレジットカード決済をはじめ、電子マネーやQRコード決済など、近年増加する現金以外の様々な決済手段に対応するため、区内事業所におけるキャッシュレスの導入促進に向けたセミナーを開催し、外国人観光客の受入環境整備や区内消費の喚起につなげます。 【産業連携交流推進課】</p>
学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進(学校における国際理解の推進)			
32	追記		<p>多文化共生事例の紹介 区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、ホームページで紹介し、多文化共生の意識の醸成を図ります。 【国際課、教育指導課】</p>
	<p>多文化共生を目指した学校教育の充実 幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実や、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。</p>	<p>「3.基本方針3」自体が、「多文化共生の意識づくり…」としており、繰り返して表現する必要はないと考える。</p>	<p>学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進 幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成させるため、児童・生徒を対象として、外国語教育の充実など、国際理解教育を推進します。 (併せてP19も変更)</p>

P	(素案)	意見等	(案)
	多文化体験コーナー「Touch the World」の開設	平成30年10月開設	「Touch the World」多文化体験コーナーの運営
35		「4.推進体制」は「第4章」として別に立てた方がよい。	推進体制を第4章として追記。 (併せてP2目次も修正)
36	1. 推進体制 多文化共生施策を推進していくためには、計画に基づく施策の実施状況を調査、検証し、達成状況を確認し、次年度へ繋げていく必要があります。毎年、施策の実施状況を男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告するとともに、区民及び事業者等に対し施策への理解と協力を求めています。	3. 進行管理を追記したことに伴い、記載内容が重複する(記載内容が進行管理の内容だった)ため、記載を修正する。	1. 推進体制 <u>多文化共生社会の実現に向け、施策を着実に推進するためには、行政だけでなく、地域や関係団体・機関が連携を図りながら取り組みを進めることが重要です。</u> <u>区は、以下に掲げる様々な主体と連携・協働し、本プランを推進していきます。</u>
36	男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画推進部会 多文化共生推進部会 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会 国際化推進委員会 国際化推進協議会 説明文省略	・ ~ で並列での記載となっているが、並列ではないため、記載に工夫をすべき。 ・ 現在、検討を進めている新たな国際化推進組織について記載すべき。 ・ 条例に基づく区長の附属機関より、区の組織を先に記載すべき。	国際化推進組織 (1) <u>世田谷区</u> <u>以下組織において、多文化共生施策を推進するとともに、事業の進行管理を行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を図ります。</u> — 国際化推進委員会 — 国際化推進協議会 (2) <u>新たな国際化推進組織</u> <u>国際政策を取り巻く状況を踏まえ、取り組みを拡大・充実させていくために新たな国際化推進組織として公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業を専管する組織を新設します。</u> <u>新たな推進組織のもとで、情報発信、場(機会)の提供、区民や団体とのネットワーク構築を進めることで、区民レベルでの多文化共生、国際交流、国際協力・国際貢献を活性化させていきます。</u> 修正(追記)のない説明文は省略

P	(素案)	意見等	(案)
37			<p>条例に基づく区長の附属機関</p> <p>(1)男女共同参画・多文化共生推進審議会 — 男女共同参画推進部会 — 多文化共生推進部会</p> <p>(2)男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会</p> <p>修正(追記)のない説明文は省略</p>
38		現在、検討を進めている新たな国際化推進組織についても記載すべき。	・意見を踏まえ、推進体制図を修正。
		「4.推進体制」について、審議会に定期的に報告する形になるはずなので、進行管理についても追記した方が良い。	<p>3.進行管理</p> <p>本プランに基づき実施された事業については、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握していきます。その結果については、国際化推進委員会で検証のうえ、男女共同参画・多文化共生推進審議会に報告し、社会状況や国・都の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。</p>
43 ~ 45		翻訳した条例を追加	
48	3. 法務省によるアンケート調査結果	文言修正	3. 法務省による外国人住民調査結果併せてP2目次も修正